

**市長や市議会議員が
年賀状などの挨拶状を出す
ことは禁止されています**

市長や市議会議員は市内の人に対し、その年にもらった年賀状に対する答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や寒中見舞い、喪中欠礼状などの挨拶状を出すことは、公職選挙法により禁止されています。

問合せ 選挙管理委員会事務局
☎ 35-3133
広報ID 1013487

育英資金の貸付【奨学金】

学問を修める意欲・能力などが十分にあるにも関わらず、経済的理由により学資の支払いが困難な学生に対して行う無利子の貸付制度です。

① 大学(短大含む)またはこれに準ずる教育機関に在学、あるいは入学予定で、経済的理由で就学が困難な人に対して貸付を行っています。

貸付額 月額5万円(年額60万円)
医学履修過程

貸付額 月額10万円(年額120万円)

② 飛騨地域の高校に公共交通機関で通学する生徒の保護者のうち、月1万円以上負担されている人に対して貸付を行っています。

貸付額 年額12~20万円(交通費負担額に応じて貸付)

申込 教育総務課(本庁3階、各支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入のうえ、①3月31日(水)までに、②は随時、窓口へ提出(郵送可)

問合せ 教育総務課 ☎ 35-13153
広報ID 1000717



水源地域内の土地売買等または開発行為を行う場合は、事前の届出が必要です

届出の対象となる土地は、県HPまたは林務課(本庁6階)で確認できます。

届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、勧告や公表、5万円以下の過料が科せられます。

問合せ 県治山課
☎ 058-1272-18496

**タンクからの油流出事故に
注意してください**

事業所や一般家庭のタンクから灯油などの油類が漏れて、水路や河川に流出する事故が増えています。

油が流れると、魚が死んだり、水道や農業に大きな影響が出ます。水質事故の予防対策や事故発生時には的確な対応をとりましょう。

◎ 水質汚濁防止法に基づく通報を行う義務があります

貯油施設などの設置者は、事故などで油が流出・地下浸透した場合、応急処置と事故の届出(連絡)を行う義務があります。

事故を起こした場合は、流出防止措置、オイルフェンスやオイルマットの設置

置など、被害の拡大を防ぎましょう。
問合せ 県事務所環境課 ☎ 33-11111
市生活環境課 ☎ 35-13138



**宝くじの助成金で
集会施設を建設しました**

市では、宝くじの収益金を財源

に、社会貢献事業として実施されている(一財)自治総合センターの「コミュニティ助成事業」を受けて、上



組公民館(久々野町)の建設に助成しました。

問合せ 協働推進課 ☎ 35-13412

**令和2年7月豪雨災害義援金
九州地方の受付期間延長**

日本赤十字社では、左記のとおり義援金の受付期間を延長することになりました。皆さまの温かいご支援をお願いします。

なお、募金箱は、本庁、各支所に設置してあります。

義援金名 令和2年7月豪雨災害義援金
受付期間 3月31日(水)まで

問合せ 日本赤十字社高山市地区事務局
福祉課内 ☎ 35-13356

市からの情報をお届けします！！

問合せ 広報情報課 ☎ 35-3134

市公式LINE

スマートフォンなどでLINEアプリを開き、友だち検索画面で「@takayama」を検索し友だち登録していただくか、下のQRコードを読み込んで登録してください。



メール配信サービス

携帯電話からアドレス(<https://m.sugumail.com/m/takayama/home>)を入力し、手順に従って登録します。また、下のQRコードを読み取ることにより、登録画面に進むこともできます。

